

野田村告示第 64 号

野田村公式サイトバナー広告掲載取扱要領を次のように定め、平成 28 年 1 月 4 日から適用する。

平成 27 年 10 月 29 日

野田村長 小 田 祐 士

野田村公式サイトバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第 1 この要領は、野田村の公式サイト(以下「村公式サイト」という。)にバナー広告(WEB サイトに広告の画像を貼り、広告主の WEB サイトにリンクする手法。以下「広告」という。)を掲載することについて、掲載する広告の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 この要領は、村民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るとともに、村が保有する資産の有効活用及び自主財源の確保を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告主の債務)

第 3 村公式サイトに広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者の損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告規制業種及び業者)

第 4 次の各号のいずれかに該当する業種及び業者の広告は、掲載しない。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由があるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で規制される業種その他これらに類するもの
- (4) 青少年のための環境浄化に関する条例(昭和 54 年岩手県条例第 35 号)で規制される業種その他これに類するもの
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 村営建設工事等の指名停止等の措置を受けているもの
- (7) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
- (8) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生手続き又は更生手続き中のもの
- (9) 村税等の滞納があるもの
- (10) その他村長が村公式サイトに掲載する広告の業種又は業者として適当でない

と認めるもの

(広告の内容)

第5 村公式サイトに掲載する広告の文字又は画像の内容及びデザイン並びにリンク先ホームページの内容は、村の広報媒体としての品位を保つとともに公共性を妨げない広告でなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、村公式サイトに掲載することができない。

- (1) 政治性及び宗教性のあるもの及び選挙に関するもの
- (2) 意見広告、名刺広告等個人の宣伝に類するもの
- (3) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (4) 消費者に不利益を与えるおそれがあるもの
- (5) 求人広告その他これに類するもの
- (6) 特定商取引法第11条で定められた事項を広告に記載していない通信販売事業者
- (7) 訪問販売、先物取引、貸金業及び風俗営業に関するもの並びにこれに類するもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) 各種法令等に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれがあるもの
- (10) 全各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと村長が認めるもの

(広告の禁止表現)

第6 広告及びリンク先ホームページの表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの
- (2) 村公式サイトと類似するデザイン、色調又は字体を使用するもの
- (3) 利用者に村の事業であると誤解を与えるおそれのあるもの
- (4) その他村長が公告の表現として適当でないと認めるもの

(広告の掲載期間)

第7 広告を掲載する期間は、1カ月を基本とし、最長12カ月までとする。ただし、年度を越えて申し込むことはできない。

2 広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日(以下「掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告の規格等)

第8 広告の規格、位置及び数量等は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル×横170ピクセル
- (2) 形式 「gif」「jpeg」又は「png」の拡張子を持つもの
- (3) データ要量 10キロバイト以下
- (4) 広告の掲載位置 村公式サイトトップページの下部
- (5) 枠数 おおむね10枠
- (6) Alt属性 40文字以内とする

(申請等)

第9 広告主は、広告を掲載しようとする日の1カ月前までに、次のとおり必要な書類を添えて野田村公式サイトバナー広告掲載申請書(様式第1号)により、村長に提出しなければならない。

(1) 広告図案

(2) 会社概要等の資料(業種がわかるもの)

(3) 住所を置く自治体の納税証明書(滞納していないことがわかるもの)

2 広告図案は、広告主の責任及び負担で作成し、第8に定める基準に適合するものでなければならない。

3 同一の広告主が申し込むことができる広告は、1枠までとし、広告掲載期間中は重複して申し込むことはできない。

4 村長は、必要に応じ広告図案の修正を求めることができる。

(審査及び決定)

第10 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、広告の掲載の可否を決定し、申請書受理後5日以内に野田村公式サイトバナー広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により、広告主に通知するものとする。

2 前条の決定により掲載が決定した広告については掲載の申し込み順に掲載するものとする。ただし、広告の掲載を希望する広告主が広告枠を超えるときは、次の順位により決定するものとし、これにより難しいときは、抽選により決定する。

(1) 第1順位 村内に主たる事業所、支店、営業所等を有する広告主

(2) 第2順位 広告の掲載を希望する月数がより多い広告主

(広告掲載料)

第11 広告掲載料は1枠あたり月額3,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 広告主は、広告を掲載する前日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。ただし、4月に掲載を開始する場合には、4月中に一括納付するものとする。

3 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。

4 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載できなかった日数に応じて広告掲載料(日割りにより計算して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を返還する。ただし、サーバー等の通常の保守管理を行う場合、又は閉鎖日数が1日未満の場合は、広告掲載料を返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第12 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げの場合は、広告掲載の取り下げを希望する日の1週間前までに書面により村長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告の変更)

第13 広告主は広告の内容を変更し、又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の1週間前までに、掲載広告変更申出書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

(村による広告掲載の変更)

第14 村長は、広告の掲載が終了したことによる広告の入れ替え、村公式サイトデザインの變更等やむを得ない理由があるときは、掲載中の広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲内で、広告の位置を變更することができる。

(広告掲載の取り消し)

第15 村長は、次の各号に該当するときは、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広告主のホームページが、事前の連絡なく閉鎖したとき。
- (3) 広告デザイン及びリンク先ホームページの内容が第3、第4及び第5の規定に該当するとき。
- (4) その他村長が村公式サイトへの広告掲載を適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により、広告掲載の取り消しを受けた広告主は、納付済みの広告掲載料は返還しない。また、村は広告主に対して一切の補償は行わない。

(補則)

第16 この要領に定めるもののほか、広告の取り扱いに関し必要な事項は、村長が別に定める。